公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。 令和5年7月18日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

1 契約の概要

次に掲げる電力の売却

(1) 件名

菅野発電所ほか8発電所の電力売却

(2) 内容

山口県企業局が所有する菅野発電所ほか8発電所で発電する電力の売却

(3) 契約期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 受給期間

令和6年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれ かに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又 は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人そ の他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、物品等の調達に係る営業種目の大分類「その他」小分類「電気」の登録があること。
- (4) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5)次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第 167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。

ア 役員等(プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、プロポーザル参加

者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する 等直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していること。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定による小売電気事業の
- (7) これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに 督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き又は会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定による更生手続きをしていないこと。
- (9) 令和3年度及び令和4年度において、電力供給実績が平均予定売却電力量の148, 716,000kWh以上であること。
- (10) 山口県内における電力供給実績を有していること。

づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。

- (11) 複数の者が共同で参加すること(以下、「共同参加」という。)ができる。その場合には、共同参加の代表者をあらかじめ定めておくこと。また、代表者は上記のすべての条件を、代表者以外は上記(3)を除くすべての条件を満たしておくこと。
- 3 実施要項の配布
- (1)場所

山口県企業局総務課 〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県庁13階

山口県企業局ホームページ

登録を受けている者であること。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/161/25997.html

(2) 日時

令和5年7月18日から令和5年8月14日までの9時から17時まで

- 4 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限
- (1) 提出方法 持参し、又は郵送すること。
- (2)提出場所 山口県企業局総務課
- (3)提出期限 令和5年8月14日(月)17時
- 5 提案書の提出方法、提出場所及び提出期限
- (1) 提出方法 持参し、又は郵送すること。
- (2)提出場所 山口県企業局総務課
- (3)提出期限 令和5年9月13日(水)17時

6 審査

審査方法については実施要領記載のとおりであり、最も優れた提案書を提出した者の決定は、令和5年10月12日までに行う。

7 その他

- (1) この手続の開始後に、2(3) に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和5年 8月8日17時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要 領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の 締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県企業局総務課(電話083-933-4015) に問い合わせること。